

2007年3月

安全の手引き

～シンガポールでの生活を安全に過ごすために～



在シンガポール日本国大使館

シンガポールには、約2万6000人の日本人が在留し、約59万人(2006年中)の日本人観光客が来訪しています。一般的に「安全な国」と言われているシンガポールですが、日本人が犯罪の被害にあうことも、決して珍しいことではありません。

初めての海外生活をシンガポールでスタートさせた方の中には、生活の不便さをあまり感じず、また周りに日本人が多いことから、ここが外国であることを忘れてしまうような錯覚に陥る方がいるかもしれません。

あるいは、もっと厳しい治安、生活条件の国から当地に来られた方の中には、今までの緊張が解け、安堵の気持ちを持つ方がいるかもしれません。

他の国と比較すれば、確かにシンガポールの治安は保たれていると言えますが、生活する上で気をつけなければならない事項はたくさんあります。ひとたびあなたが何らかの犯罪の被害者の立場になった時、異なる言語、生活習慣、法律、司法手続きなどに大いに戸惑い、シンガポールもやはり外国であることを痛感することになります。

また、世界的に問題となっている国際テロに関しても、周辺国においては爆弾テロが発生しており、いつ、シンガポールに飛び火するか分からない状況です。

当大使館では、シンガポールに在留する日本人の方一人ひとりが、当地の治安状況、防犯上留意すべきポイントを理解し、御家族全員で話し合い、平素から有効な防犯対策をたてていただくための一助として、この「安全の手引き」を作成しました。

皆様が楽しく充実したシンガポール生活を送られる上で何らかの参考になれば幸いです。

2007年3月

在シンガポール日本国大使館



目 次

- 1. 防犯の基本的な心構え P 1
 - (1) シンガポールは外国。日本の常識は通用しない
 - (2) お金持ちで無警戒の日本人は狙われやすい
 - (3) 安全対策の3原則
「目立たない」「用心を怠らない」「行動をパターン化しない」
 - (4) 自分と家族の安全は、自分達全員で守る
- 2. シンガポールの治安 P 2
 - (1) 治安の状況
 - ア. 犯罪の発生状況と傾向
 - イ. 日本との比較
 - (2) 国際テロ情勢 P 3
 - (3) 治安機関の制度、組織、能力 P 4
 - ア. 警察と中央麻薬局
 - イ. 日本の交番に似た「NPP」等
 - ウ. 6つの地域警察本部
 - エ. 警察の権限と信頼度
 - (4) 厳格な法律の執行と特有な法律と刑罰 P 5
 - ア. 麻薬は国家の安全に対する重大な脅威
 - イ. 銃器使用の犯罪は厳罰
 - ウ. 「むち打ちの刑」、「裁判なしの監獄への収監」
 - エ. 「少年」と「未成年」
 - オ. 数多い規制の存在
- 3. 防犯上の留意事項～実例を紹介しながら～ P 7
 - (1) 犯罪手口とその予防策
 - ア. スリ
 - イ. ひったくり
 - ウ. 置き引き
 - エ. 車両内の盗難
 - オ. 詐欺
 - カ. 強姦、強制わいせつ(痴漢)
 - キ. 住居侵入盗
 - ク. 強盗
 - ケ. 殺人
 - コ. 誘拐
 - (2) その他防犯上の留意事項
 - ア. 住居地と建物の選択(集合住宅の場合を中心に)
 - イ. 住宅(外周、内部)の安全対策チェック

ウ. 生活上の留意事項(貴重品の保管、電話、家族、使用人、業者訪問時、長期旅行時等)

4. 交通事情と事故対策 —————P12

- (1) 交通事情と運転時の留意事項
- (2) 飲酒運転
- (3) 運転免許の切替え
- (4) 事故の当事者となったら

5. 犯罪の被害にあった後の対処方法 —————P15

- (1) 一般的な対処方法
 - ア. あわてずに落ち着く
 - イ. 被害の確認
 - ウ. 警察等への通報と被害の届け出
 - エ. 家族・会社等への連絡・相談
 - オ. 関係機関(カード会社、保険会社、病院、大使館、入管、法律事務所等)への連絡・相談
- (2) 日本と比べ数倍のエネルギーが必要
- (3) 警察への被害の届け出の意味
- (4) 平素の準備と心がけ
 - ア. 貴重品等の特徴(番号等)をメモし、別に保管
 - イ. 緊急連絡先の所在地と電話(特に夜間、休日等)を確認
 - ウ. 事態別に行動をイメージトレーニング
 - エ. 緊急事態用キーワードを身につける

6. 緊急事態発生時の対応 —————P16

7. 関係機関の連絡先 —————P17

- (1) 緊急時の連絡先
 - ア. 警察
 - イ. 消防、救急
 - ウ. 大使館
 - エ. シンガポール日本人会
 - オ. シンガポール日本商工会議所
 - カ. 外務省(東京)
- (2) 平素の情報入手先と緊急時の活用
 - ア. インターネット
 - イ. 外務省「渡航情報」
 - ウ. 日本語FM放送

1. 防犯の基本的な心構え

(1) シンガポールは外国。日本の常識は通用しない

「シンガポールは安全だから、日本にいたときのように行動しても大丈夫だろう。」という考えは危険です。特別に警戒しなくても安全に暮らすことができた日本での生活常識は、当地では通用しません。

(2) お金持ちで無警戒の日本人は狙われやすい

日本では、多額の現金を家に置いたり、現金で高価な買い物をするというのが、いまだ、習慣のように残っています。このように、一般的に多額の現金を持ち歩き、周囲に対する警戒心の乏しい日本人は、外国の犯罪者にとって「カモ」に映ります。「日本人であるというだけで犯罪者に目を付けられやすい」という事実を認識する必要があります。

(3) 安全対策の3原則

海外で日本人が生活する上での3つの原則は、「目立たない」「用心を怠らない」「行動をパターン化しない」です。これから説明する様々な防犯上の留意事項も、この原則が前提条件となります。

(4) 自分と家族の安全は、自分達全員で守る

自分と家族の安全は、自分達全員で守るとの心構えと家族全員が共通した意識を持つことが何より大切です。犯罪を予防するためにも、また、犯罪の被害を受けた後の対処にも、この考え方が基本になります。



2. シンガポールの治安

(1) 治安の状況

ア. 犯罪の発生状況と傾向

1998年から2006年までの犯罪発生傾向を見ると、警察が把握した可逮捕犯罪発生数(Total Seizable Offences)は、2002年から2005年までは増加する傾向にありましたが、2006年は前年に比べて約10%の減少を示しています。

2006年における犯罪の特徴点を上げると、主な犯罪はすべての罪種で減少していますが、依然、強制わいせつ、強盗、ひったくりなどは高い発生率を示しており、携帯電話を狙った強盗、寸借詐欺、窃盗も身近な犯罪として注意を要します。また、非行少年グループが関係する窃盗事件や傷害事件及び麻薬に関する犯罪が増加しています。

イ. 日本との比較

国の治安の程度を理解する方法の一つとして、特定の犯罪について、10万人の人口で何人がその犯罪の被害者となるかの割合(これを「犯罪発生率」と呼んでいます。)を算出して、他の国のデータと比較する方法があります。

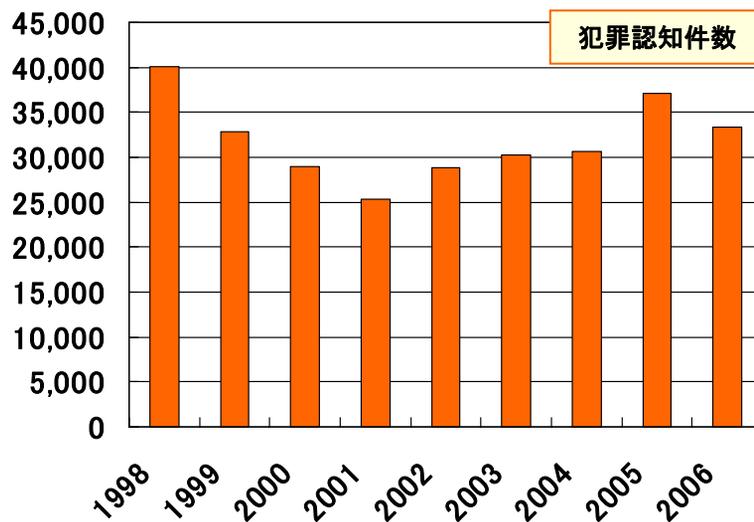
そこで、2006年のシンガポールと日本の犯罪発生率を比較してみましょう。

シンガポールの主要犯罪の犯罪発生率は、

殺人	0.4人	(日本の約1/2)
強盗	21.7人	(日本の約5.5倍)
強姦	2.7人	(日本の約2倍)
強制わいせつ	29.4人	(日本の約3.2倍)

となっています。他の東南アジアの国に比較すれば犯罪発生率は低い数値を示しています。

その意味では、「シンガポールは、比較的治安が良い。」という風評は間違いではありませんが、日本と比べると凶悪犯罪の発生率が高いこと、小さな国であるが故に犯罪が身近で起きることなどからして、防犯に対する対策をしっかりたてなければ、犯罪の被害にあう危険性が高くなることを理解していただけたと思います。

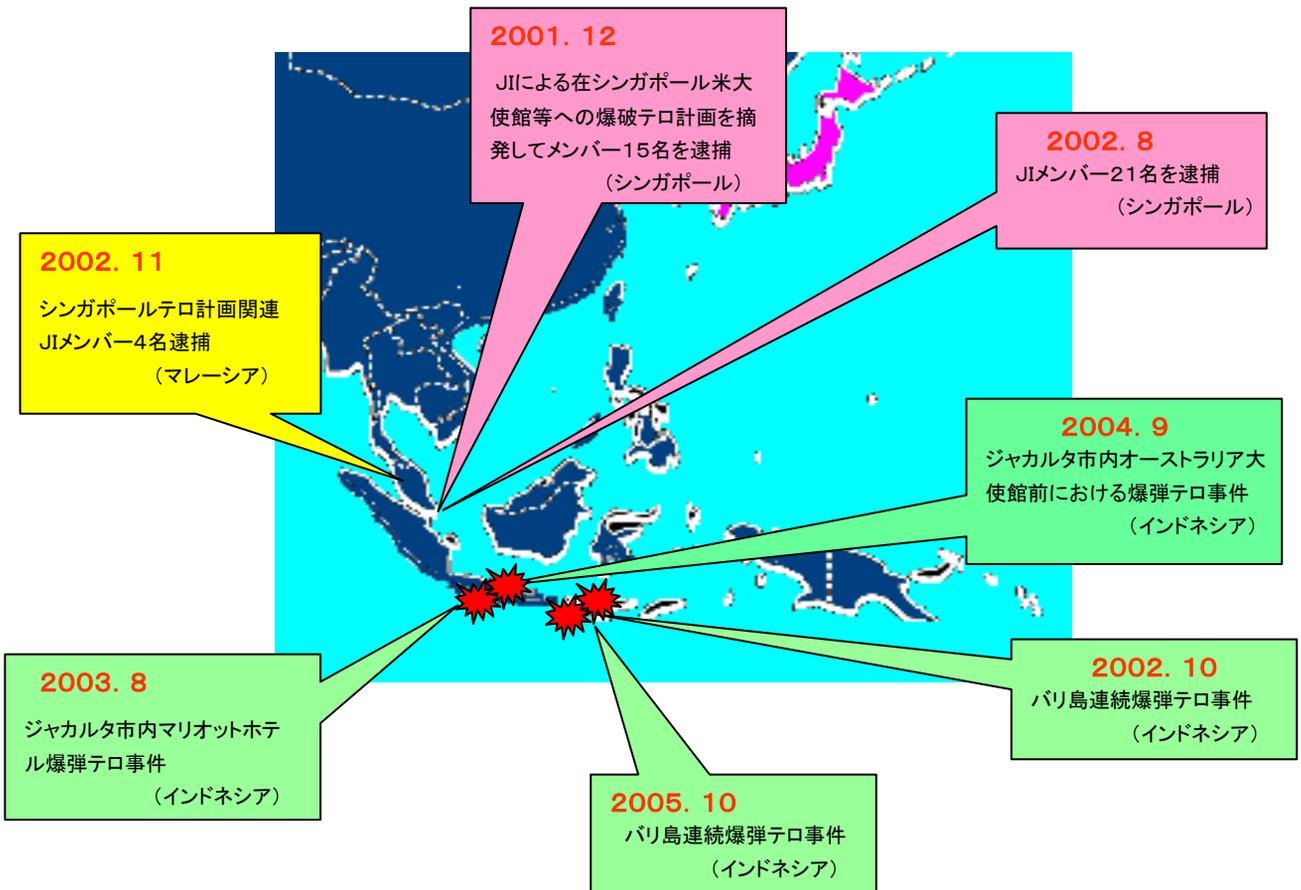


(2) 国際テロ情勢

シンガポールの治安当局は、2001年12月以降、イスラム過激派ジェマア・イスラミア（JI）のメンバーを大量に検挙しました。捜査の結果、これらのメンバーがシンガポール国内の米国大使館等の米国関連施設、チャンギ空港、ジュロン石油化学基地等をテロ攻撃対象として調査偵察していた事実が明らかとなりました。

Jiは、オサマ・ビンラディン率いるアル・カーイダとも関連があると言われるイスラム過激派組織で、死者200人以上を出した2002年10月のバリ島連続爆弾テロ事件をはじめとする、インドネシアやフィリピンで発生した爆弾テロ事件に関係していると言われています。今のところ、シンガポールにおいてテロ攻撃が行われるという具体的な情報はありませんが、シンガポール政府は、インドネシアをはじめ、周辺国におけるJiの動向に警戒感を強めており、国内におけるテロ対策に力を注いでいます。

爆弾テロなど不測の事態に巻き込まれることのないよう、テロの標的となる可能性がある施設等にはなるべく近づかないようにし、欧米人をはじめとする外国人が多く集まる場所（例えばディスコ、ナイトクラブ、バー）に立ち入る際などには安全に十分注意を払うように心掛けて下さい。また外務省の「渡航情報」や大使館のホームページ（<http://www.sg.emb-japan.go.jp/index-j.html>）等を通じてテロ情勢に関する最新の情報を入手するよう努めて下さい。



(3) 治安機関の制度、組織、能力

ア. 警察と中央麻薬局

シンガポール政府の内務省が、国内の治安全般の責任を有しており、下部組織として警察、中央麻薬局、民間防衛隊(消防・救急等)、移民検問庁、国内治安局、監獄局に分かれています。警察(Singapore Police Force)が一般の犯罪捜査、防犯活動、交通取締りなどを、中央麻薬局(Central Narcotic Bureau)が麻薬の取締りを受け持っています。

イ. 日本の交番に似た「NPC」等

日本には、警察官が勤務するおなじみの交番という制度がありますが、当地では日本の交番を研究し、当地に適用させた「Neighborhood Police Post (NPP)」が設置され、10人程度の警察官が24時間あるいは昼間帯に勤務しています。また、NPPより規模を大きくした「Neighborhood Police Centre (NPC)」には100人程度の警察官が勤務し、犯罪の捜査活動等も行います。夜間帯はNPPを閉鎖してNPCが受け持つ地域も一部あります。



NPPやNPCでは、日本の交番の様に、各家庭を警察官が訪問して警察からの連絡を伝えたり住民の要望相談を受理する巡回連絡、各種相談受理、事件事故発生時の初動措置、交通事故や犯罪被害の届出の受理などを行います。各地域を受け持つNPPは、高層住宅団地等の1階などにあり、付近の道路に標識等でその所在地が表示されています。



ウ. 6の地域警察本部

国内を6つに分けて、それぞれの地域警察本部があります。

規模としては、日本の大きな警察署程度ですが、犯罪が発生した場合の捜査や犯人の取調べ等を行う刑事課などがあります。また、交通事故や犯罪被害の届け出の受理も行っています。

エ. 警察の権限と信頼度

警察官は、法で定めた一定の条件の下においては、裁判所の令状なくして、人の身体、着衣、携行品を強制的に検査し、人の住居に立ち入り、また一時的に人の身体を拘束して必要な検査を行うことができるなど、日本に比べて強い権限が認められています。警察官を含む公務員の汚職に対する政府の姿勢は厳しく、汚職取締り専門の機関が目を見せつけていることもあり、金銭の授受などの汚職は非常に少ないように思えます。

また、警察の捜査機関等の体制と能力、当地の司法裁判制度も公正で信頼がおけると見てよいと思います。

(4) 厳格な法律の執行と特有の法律と刑罰

ア.麻薬は国家の安全に対する重大な脅威

シンガポール政府は、特に麻薬関連犯罪に対し、死刑を含む極刑をもって対処する方針をとっています。

シンガポール中央麻薬局によれば、2006年の麻薬関連の総検挙者は1127名で昨年の783名から44%増加しました。内、合成麻薬の使用で検挙された者は、検挙者全体の49%で、ブプレノルフィン(鎮痛剤)やケタミン(動物用麻酔薬)、ニメタゼパム(睡眠薬)の乱用者が多くを占めています。ヘロインや大麻と言った麻薬もさることながら、比較的容易に手に入る合成麻薬の乱用が社会的に問題になっており、取り締まり薬物の指定も拡大しています。また、乱用者を年齢別で見ると、20代が最も多く、続いて30代、40代の順で、使用の動機は、20代は興味本位、30~40代は社会的なストレス等をあげています。

シンガポールにおいては、15g以上のヘロイン、30g以上のモルヒネ、500g以上の大麻、250g以上の覚醒剤等の所持・密売・密輸に対しては死刑が科せられる他、微量の所持等でも重罪になります。特に麻薬を所持している場合は「疑わしきは罰せず」の例外として、所持人自身が自らの潔白を証明できない限り有罪となります。

また、従来よりシンガポール政府はいったん極刑判決が確定した場合、外国政府、関係者からの減刑要請があっても、これを認めないとの方針を貫いています。

2007年1月26日、シンガポール外務省は、2004年11月にチャンギ空港にて大量のヘロインを所持し、死刑判決が確定していたナイジェリア人について、ナイジェリア国大統領が発出した減刑要請の書簡を公表したうえ、麻薬犯罪に対する厳しい立場を堅持する必要から減刑には応じないことを発表、同日、当該ナイジェリア人の死刑が執行されました。また、2005年末には、麻薬密輸のオーストラリア人死刑囚も、本国政府からの減刑の嘆願が受け入れられず死刑が執行されています。

つきましては、興味本位で麻薬に手を出したり、知らないうちに麻薬の運び屋に仕立てられるようなことにならないよう次の点に特に留意してください。

- 麻薬には絶対手を出さない。
- 犯罪等の温床となり得るような場所には近づかない。
- 見知らぬ人から、内容不明な物品の購入を勧められたり、荷物の一時預かりを依頼されても決して応じない



イ.銃器使用の犯罪は厳罰

(SPF)

銃器の取締りも大変厳しく、たとえば強盗目的等でけん銃を発砲した場合は死刑に処せられます。

銃器に対する厳しい対応により、ここ数年は、銃器を使用した強盗等の発生は毎年数件程度に押さえ込まれて、強盗や殺人に使用される凶器は、刀や刃物等の銃器によらないものがほとんどです。

ただし、シンガポールの周辺国では、銃器を使用した殺人、強盗などが発生することはまれではない等、治安状況がシンガポールと異なっており、出張や旅行時には十分な警戒が必要です。

ウ. 「むち打ちの刑」、「裁判なしの監獄への収監」

凶器を使用した傷害、恐喝、集団暴行、器物の損壊、密入国等、シンガポールが国家の治安上の脅威と認識する特定の罪を犯した者が有罪となった場合、監獄等への収監とあわせて、むち打ちの刑に処せられることがあります(50歳以上の高齢者と女性は免除)。

また、国家の治安対策上必要と認められた場合は、一定の手続きを経て、組織犯罪構成員や麻薬の常習密売人等を、司法裁判制度の枠外で一定の期間監獄に収監し、あるいは当局による監視の対象にすることも法律により認められています。

エ. 「少年」と「未成年」

シンガポールでは、法律上「少年」あるいは「未成年」として様々な配慮や保護を受けることができる年齢は15歳までで、16歳以上の年齢に達すると(若干の配慮や例外はあるものの)、罪を犯せば、ほぼ大人と同様に扱われ、犯した罪によっては、新聞に実名や顔写真を公表され、監獄への収監やむち打ちの刑に処せられることさえあります。

中学、高校の年齢の少年が万引きをした場合でも、店側に発見され警察に通報されれば、まず間違いなく逮捕されます。逮捕後そのまま拘束されて起訴されるか、保釈されて不拘束で取調べを受けるかはそれぞれのケースで異なります。

オ. 数多くの規制の存在

大使館発行の「シンガポール特有の生活関連主要法律案内」で紹介したとおり、ゴミのポイ捨て禁止、販売目的のチューインガムの国内持込み禁止などシンガポール特有の禁止行為が法律等で数多く規定されています。

この土地を旅行したり、この土地で暮らす以上、シンガポールでの生活のルールを知っておく必要があります。また、シンガポールでは、一般的に日本で科される刑罰に比べて格段に重い刑罰が規定されていることも忘れてはなりません。

- ・落書き、ビラ貼り (2,000ドル以下の罰金又は3年以下の禁固及び3~8回のむち打ち)
- ・タン、つばの吐き捨て (初回は1,000ドル以下の罰金、2回目は2,000ドル以下の罰金)
- ・タバコやゴミの投げ捨て(初回は1,000ドル以下の罰金、2回目は2,000ドル以下の罰金と公共場所の清掃作業)
- ・MRT内での飲食 (500ドル以下の罰金)
- ・蚊の発生を防止しなかった場合 (10,000ドル以下の罰金又は6ヶ月年以下の禁固もしくはその両方)
- ・禁煙区域で喫煙をした場合 (1,000ドル以下の罰金)
- ・水洗トイレの水を流さない (初回は150ドル以下、2回目は500ドル以下、3回目以降は1,000ドル以下の罰金)



3. 防犯上の留意事項 ～実例を紹介しながら～

(1) 犯罪手口とその予防策

ア. スリ

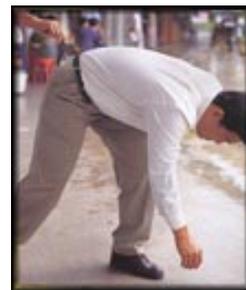
人通りの多いデパート、ショッピングセンター、ナイトサファリ等の観光地で日本人観光客や在留邦人を狙ったスリの被害が発生しています。それらの多くは、複数の外国人グループによる巧妙な手口で行われるものが多く、被害が後を絶ちません。

手口

- 2人が被害者を前後から挟み、前者がコインやハンカチ等を被害者の目の前で落とし注意をそらせ、その隙に後者が金品等をスリ取る。その後、第3、第4の共犯者に金品等がリレーされて全員がバラバラに逃走し、追跡を困難にする。
- 背中にクリーム状のものをわざとかけ、親切を装って拭き取るふりをして金品等をスリ取る。
- 被害者が買い物中に、背後からハンドバッグをカミソリ等で切り取り、中身を抜き取る。

予防策

- 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- ズボンの後ろポケットなど、外から見えるところに財布を入れない。
- ウエストポーチやポシェットなどは、自分の前に抱えて持つ。
- キャッシャー等での支払い時には、財布の中を他人に見られないようにする。
- 前後に気を配り、後をつけてくる不審な人には注意を払う。



(SPF)

イ. ひったくり

ひったくりは、高齢者、妊婦、大荷物を抱えているなど、犯人にとって都合のいい人を狙うケースが多く見られます。

手口

- 道を尋ねるふりや、助けを求めるふりをして近づき、相手を安心させてバッグなどをひったくる。
- あらかじめ狙いを定め、すれ違いざまや後ろから接近するなどして、ひったくる。



(SPF)

予防策

- 歩道上の車道側を避け、建物側を歩く。ハンドバッグ等は車道の反対側に持つ。(犯人が車両等に乘って後ろから追い抜きざまにひったくることを防止するため。)
- 肩にかけたウエストポーチ、ポシェット等は、見映えは良くなくても、たすき掛けにする。
- 高価な装身具、多額の現金を持ち歩かない。

ウ. 置き引き

ホテルやレストラン等で、日本人観光客だけでなく在留邦人も、ちょっとした隙を狙われて被害にあっています。犯行は複数で巧妙に行われるため、隣に座った知人に荷物の番を頼んだからと安心して席を離れたところ、席に戻ると荷物が消えていたということさえあります。

手口

- ホテルのチェックイン・チェックアウトの際に、足下に置いたスーツケース等を盗まれる。
- レストランでビュッフェ形式の食事中、椅子にバッグを置いて席を離れた隙に盗まれる。
- ホーカーで食事中、テーブル上に置いてあったバッグを盗まれる。

予防策

- 携行するカバン等は絶対に体から離さず、自分で責任を持って管理する。
- ホテルやレストランは一般の公道と同じと考え、常に置き引き犯人の目が光っていることを忘れない。

エ. 車両内の盗難

ショッピングセンターの駐車場等に車を駐車中、車の窓ガラスが割られたり、ドアやトランクルームがこじ開けられ、金品等を盗まれる被害が発生しています。

また、車の中から、ERP用のキャッシュカードが盗まれるケースも急増しています。

予防策

- 車内に貴重品(荷物)を残さない。
- ERPカードリーダーにキャッシュカードを差し込んだまま車を離れない。
- トランクルームも安全ではない。車のトランクルームには貴重品があることを犯罪者は知っている。
- 短時間であっても、ドアはすべてロックする。
- 混雑を避けるためといえども、人気のない駐車階にはなるべく駐車しない。



(SPF)

オ. 詐欺

携帯電話の普及に伴い、携帯電話を狙った詐欺事件が多発しています。盗まれた携帯電話は、携帯電話の中古市場に流れていると見られています。

また、日本国内では、被害者続出の「振り込め詐欺」ですが、最近は、海外を舞台にした手口も増えております。海外に滞在されている方の日本の留守家族に対して、海外滞在中の縁者が交通事故にあったなどと作り話をし、金銭を騙し取ろうとするケースが一般的です。このような電話がかかって来た場合の対応として、被害者と言われている本人との直接連絡と相手の身分確認、相手方個人ではなく、関係公的機関の代表連絡先の確認等を行うよう、日本の留守宅ご家族の方と対応を話し合うことが大切です。いずれのケースも冷静に対応することが、この種の犯罪防止には効果があります。

手口

- 携帯電話の電池が切れたことを理由に、貸してほしいと頼まれる。信用させるために、おもちゃの携帯を渡し、すぐに戻ると言い残して立ち去る。
- 盗まれた知人の携帯に似ているので確認したいと言われ、近くにいる知人に見せるとの理由で携帯をもったままその場を立ち去り、戻って来ない。

カ. 強姦、強制わいせつ(痴漢)

当地では日本以上に性犯罪が発生しており、女性、子供は十分な注意が必要です。

最近の傾向として、被害者の低年齢化が問題となっています。

犯人は、顔見知りのケースが多く、知人、使用人、出入り業者といえども、節度ある関係を保つ必要があります。

予防策

- 大胆に素肌を出した服装、派手な服装は避ける。
- 夜間の一人歩きは避け、複数で行動する。
- 夜間人通りの少ないところは出歩かない。
- エレベーターを利用するときは、男性と二人だけの同乗は避け、必要に応じて途中でも降りる。
- 子供だけでデパートのトイレに行かせたり、子供だけを人の集まる場所に残し、その場を離れない。
- 学校や塾の送迎バスを利用する際には、集合地まで家人が送迎する。



(SPF)



(SPF)

キ. 住居侵入盗

空き巣など住居に侵入して、金品を盗む手口が依然として多発しています。

海外旅行等長期に留守をしていた間の被害に限らず、ほんの数時間だけ不在にしていた間の被害も多く見られ、手口もピッキングから扉のこじ開け、蝶番をはずすものまで様々です。また、犯人が、留守宅と思いこみ侵入したところ、屋内に居た家人とはち合わせとなり、逃走するどころか、居直り強盗に発展する可能性もあります。後述の「その他防犯上の留意事項」を参考に、扉の補強等住宅の安全対策に万全を期すことが必要です。

ク. 強盗

最も注意が必要なものに、エレベーター内における強盗と、路上強盗があります。

特に、高層アパートや雑居ビル、人の出入りが少なくなった時間帯のデパート、オフィスビルなどのエレベーター内での被害が多発しています。

また、早朝、深夜における路上強盗も発生しています。

極力、人通りの少ない路地などには、近づかない様にする必要があります。

不幸にして、被害にあった場合には、抵抗せず、相手の人相や着衣などを覚える様にして下さい。



(SPF)

ケ. 殺人

過去に、オーチャードロードのビル駐車場や、在留邦人が多く居住する地区で殺人事件が発生しています。怨恨が原因での殺人や衝動的に発生する殺人など様々なケースがありますが、被害に巻き込まれないようにするためには、トラブルが発生している現場に遭遇した場合、いち早く、その場から離れることが重要です。

コ. 誘拐

シンガポール人や居住外国人を対象とする誘拐(子供をかどわかして連れ去る事例や、身代金目的で大人を強制的に拉致する事例)は、当地でも発生しています。

他の東南アジアでは、日本人が狙われる事例も決して珍しいことではなく、当地でも十分な注意と予防の心構えが必要です。一般的に誘拐は、誘拐する者(裕福と見られている家族の一員または資金のある企業の社員等)の選定、下調べ(一定の期間尾行や監視等の手段で行動の特徴や警備の状況を下見)、拉致の実行というような段階で実行されます。

誘拐を防ぐには、自らの身は自ら守るという意識を持ち、誘拐の危険度に応じた対策(通勤時の安全対策、住居の警備強化、日常行動上の注意等の総合的な対策)をとることが重要です。



予防策

- 外出時は、自分の子供の手をつなぐ等、常に目を離さない。
- 人通りの多い場所、公衆のトイレ等へは、子供だけで行かせたりしない。
- 子供に知らない人物についていけないこと、助けを呼ぶ場合の最低限の表現(英語)などを平素から繰り返しよく話して聞かせておく。

(2) その他防犯上の留意事項

ア. 住居地と建物の選択 (集合住宅の場合を中心に)

当地で住居地を選択するにあたっては、不動産会社、会社、知人等から、周辺の環境、犯罪発生状況等、防犯上のアドバイスを参考に選択します。

物件選定に関しては、次のチェックポイントを参考にし、必要に応じて室内の防犯対策の強化(例えば、鉄製グリルを窓に付ける、錠前を強固なものに取り替えたり、2重、3重にする等)を考えます。

チェックポイント

- 複数の守衛が24時間配置されているか。
- 第三者が勝手に出入りできない様、塀やフェンスの高さ、強度などが十分か。
- 全ての出入口、駐車場が守衛の巡回、防犯カメラ等によるモニタリングなどで警備されているか。
- 敷地周辺の夜間照明が整っているか。
- 周辺に、不審者が身を潜めるような場所、死角はないか。



イ. 住宅(外周、内部)部分の安全対策チェック

住宅部分は万が一の事態には、最後の砦となる重要な場所です。

入居に際しては、細かくチェックを行い、防犯対策上不足と感じたところは、不動産会社や家主と相談し、対策を施すことが重要です。



チェックポイント

- 扉、窓は丈夫な構造か。
- のぞき穴、インターホーン、テレビ監視装置等、訪問者を確認する手段があるか。
- 玄関ドア、勝手口扉の強度、2つ以上の錠前、しっかりした防犯チェーンがついているか。
- 不審者が侵入可能な箇所はないか。(低層部では特に注意が必要)
- 就寝中や、家人が在宅中に犯人が押し入ってこようとする場合を想定して、一時的に家人が立てこもり、警察等への通報が可能な避難室(主寝室など)を選定しておき、扉の補強、鍵の取付け、携帯電話を持ち込んで就寝する等の措置を講じておく。

ウ. 生活上の留意事項 (貴重品の保管、電話、家族、使用人、業者訪問時、長期旅行時等)

以下の防犯に対する心構え等が、やがて、習慣となって身に付いてくる事が大切です。

平素の心構え

■ 貴重品の保管

家の中に多額の現金、高価な装飾品等を置かない。

■ 電話

緊急時の連絡リストは電話機のそばなど必要な場所に常備しておく。

電話をとる際、こちらから名乗らない。

間違い電話に対して、こちらから番号を教えない。

■ 家族

平素から、家族と安全対策について話し合い、住居に異常があった際の行動を打ち合わせておく。

特に子供に対しては、来訪者に対する警戒、電話対応時の注意、親がいない際の注意事項(助けを呼ぶために最低限必要な連絡先、連絡方法等)を教える。

■ 使用人(住込みの場合を想定)

現金や装飾品を室内に放置する等、使用人に隙(犯罪を誘発する環境)を見せない。

安全上の心得を機会あるごとに教育する。

来訪者の対応要領、電話対応時の注意等を徹底しておく。

家人不在時の緊急連絡先を連絡しておく。

外出、休日の行動、心情の変化を掴むよう心掛ける。



■ 業者訪問時

突然の訪問等、事前に了解していない場合は、安易に中に入れない。

身分証明書等の提出を求める。(知らない相手を室内に入れる場合、当地では相手に対して失礼なことではありません。身分証明書(国民登録証や就労許可証等)は常時携帯の義務があります。)

室内を勝手に歩き回らせない。(特に相手が複数の場合、守衛や近所の知人に応援を頼み、行動を常に監視下に置いておく。)

業者が帰った後、なくなったものがないか、閉めていたはずのドア、窓の施錠が勝手に開けられていないか等十分点検する。(点検をしておかないと、開いたドアから後日侵入されるおそれもあります。)

■ 長期旅行時

守衛等に安易に旅行日程を告げない。(守衛といっても必ずしも全てが信頼できるとは限りません。

過去、窃盗団の手引きをしたため逮捕されたという事例もあります。)

信頼できる知人、隣人がいる場合は、新聞、郵便物等の回収をしてもらう等、長期不在であることを周囲にわからないようにする。

■ その他

長期間の外出の際、夜間はタイマー式点灯装置等により在宅サインを見せる。



4. 交通事情と事故対策

(1) 交通事情と運転時の留意事項

2006年の交通死亡者数は190名、負傷者数は9,706名でした。

主な事故原因は、スピードの出し過ぎ、信号無視、飲酒運転、歩行者の信号無視横断などが挙げられます。シンガポールは、道路もよく整備されており、左側通行などの交通ルールや交通標識等も日本と似たものが多いため、一方通行道路が多いことなどに慣れれば、違和感なく運転できるようになると思います。

ドライバーの運転技術やマナー、交通法規の遵守度も、東南アジアの他の国と比べると低くはないようです。ただし、スピードの出しすぎ、車間距離を詰めて走る、合図を出さずに頻繁に進路変更する、横断禁止の道路を縫うように横断する歩行者が多いなど、交通事故防止に十分な注意が必要です。

また、歩行者より車が優先されている現状では、日本人の感覚で道路を横断すると思わぬ事故にあうこととなるので、横断歩道や信号機のある交差点を渡るようにして下さい。

交通事故を起こさない、交通事故に巻き込まれない方法について、次の点に留意してください。

交通事故に巻き込まれないための注意事項

■ シンガポールの交通ルール、法規に早く慣れる。

日本の交通ルールとは異なる点や日本人にはなじみのない交通標識等があります。

当地の交通ルールや規則を写真入りで解説したものが書店で比較的安価に入手できます。

■ 制限速度を守る。

スピードの出しすぎは、交通死亡事故原因の第一位を占めています。

多車線で一方通行の走りやすい道路は、スピードを出しすぎる傾向がありますので、注意して下さい。

■ シートベルトを着用する。後部座席の場合も着用する。

■ 運転中の携帯電話は、ハンドフリー装置(手を使わずに通話ができるのもの)付きでなければ使用しない。

■ 車間距離を十分保つ。

当地の運転者は、一般的に車間距離を詰めて走る傾向にありますが、追突事故等を誘発する危険な行為ですので、特に雨天の際や高速道路運転中は十分な車間距離を保つ必要があります。

最近、交差点の左折専用レーンにて右側から来る車両に気を取られすぎて前車に追突する事故も増えていきます。

■ 歩行者の飛び出しに注意する。

歩行者保護の施設(歩道、信号付きの横断歩道、歩道橋、ガードレール等)が十分に整備されておらず、歩行者の横断が禁止されているにもかかわらず、歩行者が車の列を縫うように横断する場面が多く見られます。

いつ、どこから飛び出してくるか分からないので、十分な注意が必要です。

■ オートバイとの接触、衝突に十分注意する。

シンガポールでは、オートバイも多く普及しています。

車線への割り込みや車両間直近のすり抜けなどが原因での接触事故や衝突事故が発生しています。

進路変更時の十分な後方注意が必要です。

■ 道路の工事に注意する。

あらかじめの工事予告標識や交通整理員もなく、道路工事を行っていることがあります。

前方の車の流れをよく見て、不意の障害物にも慌てないようにしましょう。

■ 横断歩道を渡る。

歩行者が信号機のない交差点や道路、横断禁止の場所を横断中に事故にあう件数が急増しています。

回り道でも、横断歩道を渡るようにしましょう。



(2) 飲酒運転

飲酒運転は、知覚を鈍らせ、一瞬の判断と行動を狂わせ、大事故につながる大変危険な行為です。

また、飲酒状態で事故を起こした場合、処罰が重くなるのに加え、加入したはずの保険が使えない場合があるなど、大変リスクが高い行為でもあります。

飲酒運転で有罪が確定すれば、最高5000シンガポールドルまたは、最長6ヶ月の禁固刑が科せられることになります。また、飲酒の上、交通事故を起こした場合には、さらに多くの罰則が加わります。「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな。」を徹底して実践する必要があります。



(3) 運転免許の切替え

当地では、平成10年(1998年)3月から外国の運転免許証を当地の運転免許証に切り替える際に、交通警察の実施する交通法規等の学科試験(英語)に合格することが新たな条件となりました。これは、外国人等に当地の交通法規等をよく理解してもらうことによって、交通事故を減少させようという理由から導入された制度です。

(4) 事故の当事者となったら

交通事故の当事者となった場合、加害者、被害者双方にとり、心身ともに大変な痛手を被ることになります。加害者となった場合には、刑事責任(監獄での服役、罰金)、行政責任(運転免許証の停止、取消し)、民事責任(被害者への賠償)といった三つの責任が科せられます。交通事故を起こさないよう、平素から注意するとともに、やむなく交通事故の当事者となった場合は、あわてず冷静に対処することが必要です。

一次的な対処方法は、事故の態様や負傷者の有無等により異なりますが、一般的に次のようなことに留意する必要があります。



ア. 被害者の救護

イ. 警察、救急への連絡

ウ. 交通の確保と現場の状況の保存

エ. 双方の運転者の人定事項、車両番号、連絡先の確認、記録

オ. 目撃者、現場に居合わせた人、車両の記録

カ. 保険会社への連絡・相談、所属する会社等への連絡

物損事故のように怪我人がなく、軽微な事故の場合は、特別な場合を除き警察に届け出る必要はありませんが、所定のSAS (Singapore Accident Statement)を事故現場で当事者双方が作成し、24時間以内に保険会社、IDAC (Independent Damage Assessment Centre)、整備工場のいずれかに提出するとともに、加入している保険会社等に連絡し、その都度アドバイスを受けて相手側と交渉等を進めていくことになります。

5. 犯罪の被害にあった後の対処方法

(1) 一般的な対処方法

被害の態様、程度等により、被害にあった後の対処方法は様々です。実際は、事態に応じて臨機応変に対処するべきですが、一般的に重要と思われることを挙げておきます。

ア. あわてずに落ち着く

なによりも重要なことは、あわててパニックになることなく、落ち着いて行動することが大切です。

イ. 被害の確認

被害の箇所、被害品、程度等を確認します。

ウ. 警察等への通報と被害の届け出

警察、必要があれば救急、消防等に連絡します。

警察への被害届は文書でレポートします。(通常は捜査官が事情を聴取して、調書を作成し、読み聞かせの後間違いがなければそれにサインをします。)

エ. 家族・会社等への連絡・相談

海外で一番頼りになるのは家族、親しい知人、自分または家人が所属する会社です。自分一人で悩まずに相談することで知恵と勇気も湧きます。

オ. 関係機関(カード会社、保険会社、病院、大使館、入管、法律事務所等)への連絡

(2) 日本と比べ数倍のエネルギーが必要

日本で被害を受けた場合は、周りの知人等に相談もできますし、なにより日本語で細かい意思の疎通ができます。一方、海外では、言葉の問題、法制度の違い、社会習慣の違いから、日本の数倍の努力、忍耐、エネルギーが必要になると覚悟するべきです。自分の身は自分で守るという気持を持つことがなにより必要ですが、自分でカバーできないことは知人、会社等の助けを遠慮なく求めるべきです。

また、当地の弁護士事務所に相談するのも一方法でしょうし、大使館も当事者でカバーできない部分の援助を行っています。

(3) 警察への被害の届け出の意味

一般的に、犯罪の被害にあった場合、捜査を行う権限は当地の警察当局等に 있습니다。

したがって、警察に被害の届け出をしない限り、警察は日本人の被害について認識しないままになります。

大使館は、日本人の被害について連絡があれば必要なアドバイスをし、必要な場合は援助を行います。

大使館だけに連絡しても、警察が正式にその犯罪を取り扱ったことにはならないので注意して下さい。

(4) 平素の準備と心掛け

ア. 貴重品等の特徴(番号等)をメモし、別に保管

パスポート、身分証明書、クレジットカード等各種カードの番号、貴重品等の特徴、製造番号等はメモを残し、別に保管しておきます。

イ. 緊急連絡先の所在地と電話(特に夜間、休日等)を確認

緊急連絡先の名称、所在地を地図で見て、自宅からの行き方等を確認しておきます。

また、電話番号は代表電話だけでなく、夜間休日用の電話も調べておきます。

ウ. 事態別に行動をイメージトレーニング

例えば、目の前に地図を広げ、想定する緊急事態別に、いつ、どこで、どういう事態が起きたら、自分と家族は何をするかについて、家族で話し合い、頭の中で整理しておくイメージトレーニングを行っておくことが大切です。

エ. 緊急事態用キーワードを身につける

緊急事態が起こったときに最低限必要な言葉(たとえば、英語で「強盗が家に入りました。住所は・・。」など)を身につけておきます。小さな子供には、「助けて。」「名前は・・。」「お父さんの名前は・・。」など簡単な英語と自宅の電話番号等を日頃から覚えさせておくことも必要でしょう。

6. 緊急事態発生時の対応

大規模災害など緊急事態発生の際には、大使館では全力で対応にあたりますが、それにも限界がありますので、そのような状況下では各自が責任をもって自己の安全対策に万全を期するよう努力することが必要です。そこで緊急事態発生時に在留邦人の方々が的確、迅速に対応できるよう以下の通り平素の心構え・準備、緊急時の行動等について必要な諸点をまとめてみました。



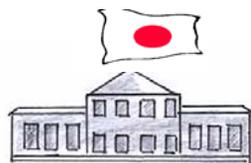
在留邦人の皆様は以下の項目を参考にされ、緊急時には落ち着いて対応するよう心掛けて下さい。

(1) 在留邦人の方は「在留届」の提出を励行して下さい。また、記載事項に変更が生じた際もしくは帰国の際には「帰国届・住所等変更届」を届け出て下さい。日本大使館のホームページからアクセスして届け出る事も可能です。

(2) 緊急事態はいつ起きるかわかりません。緊急事態発生に備え、家族間、企業内で緊急連絡方法等について予め決めておいて下さい。また、平素より各自の所在を明確にするようにして下さい。緊急事態発生の際には、大使館からの情報や国内、海外報道及び衛星放送テレビ等を視聴するなど各自情報収集に心掛けて下さい。

平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意して下さい。

(3) 緊急事態発生の際には、大使館よりシンガポール日本人会、シンガポール日本商工会議所などの連絡網を通じて情報を提供するほか、一人でも多くの方々に必要な連絡を行うために、当地のFM放送局(96.3)やNHK海外放送等を利用して情報提供を行います。邦人の皆様は、緊急事態に備えて、短波やFM放送が受信可能なラジオ(電池の準備もお忘れなく)を準備しておいて下さい。また、大使館のホームページでの情報提供や電子メールによる情報の配信も行いますので、ご自宅のパソコンに大使館のホームページアドレス(<http://www.sg.emb-japan.go.jp/homepage.html>)を登録していただくとともに、在留届提出時には電子メールのアドレス記入もお願い致します。



大使館・外務省



FM96.3 NHK海外放送

(4) 所在確認は行方不明者の救出等を進める上で重要な作業です。緊急事態が発生した際、状況によっては該当する地域の在留邦人の方々の所在を個別に確認する場合があります。その作業は、緊急事態の内容により膨大な作業となります。大使館等からの連絡を待つだけでなく、積極的に大使館や勤務先等に自ら安否を連絡するようにして下さい。

7. 関係機関の連絡先

(1) 緊急時の連絡先

ア. 警察

- ・日本の110番に相当する緊急通報電話 999
- ・その他一般の連絡、相談

最寄りの地域警察本部またはNPP(日本の交番のような施設)等の所在地、連絡先については、電話帳等でお調べの上、連絡先リストとして整理しておくといでしょう。

イ. 消防、救急

- ・日本の119番に相当する緊急通報電話 995

ウ. 大使館

- ・在シンガポール日本国大使館
Embassy of Japan in Singapore
16 Nassim Road, Singapore 258390
代表 6235-8855

夜間・休日の連絡先

人命に関わる緊急かつ重要な用件が発生した場合の連絡先は、夜間・休日であっても代表電話の自動案内で連絡先をお知らせしています。

エ. シンガポール日本人会

The Japanese Association, Singapore

120 Adam Road, Singapore 289899

代表 6468-0066

オ. シンガポール日本商工会議所

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

10 Shenton Way

12 – 04 MAS Building, Singapore 079117

代表 6221-0541

カ. 外務省(東京)

- ・ 一般邦人援護、緊急事態の邦人保護等
領事局海外邦人安全課
外務省代表 03-3580-3311
内線 2851
- ・ 海外における誘拐、テロなどの犯罪事件
領事局邦人テロ対策室
外務省代表 03-3580-3311
内線 2310

(2) 平素の情報入手先と緊急時の活用

ア. インターネット

シンガポール警察を含むシンガポールの政府機関は、ホームページ上で有益な情報を公開しています。

また、日本国外務省や当大使館では、ホームページ上で海外に在留する日本人やシンガポールに居住する皆様に様々な情報発信を行っています。

アクセス先は次のとおりです。

- ・ 日本国外務省
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 在シンガポール日本国大使館
(<http://www.sg.emb-japan.go.jp/index-j.html>)

イ. 外務省「渡航情報」

旅行前には外務省が出している渡航情報を確認してから出かけるようにしてください。

渡航情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報で、複数の国や地域にまたがる広い範囲に関する「広域情報」と個々の国・地域に関する「国・地域別情報」とがあり、そのうちの「国・地域別情報」の中には、最新の現地治安情勢と安全対策の目安を示す「危険情報」と、限定された期間、場所、事項について安全対策の観点から速報的に発出される「スポット情報」があります。

なお、「危険情報」では、安全対策の目安として以下の文章が冒頭に示された上で、それぞれの渡航・滞在目的に合わせた安全対策を検討できるよう、本文の中で、きめ細かな情報を提供します。

● 「十分注意して下さい」

当該国(地域)への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けて頂くよう、お勧めするものです。

● 「渡航の是非を検討してください」

当該国(地域)への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行って頂き、渡航される場合には、十分な安全措置を講じて頂くことをお勧めするものです。

● 「渡航の延期をおすすめします」

当該国(地域)への渡航は、どのような目的であれ延期されるようお勧めするものです。また、現地に滞在している邦人の方々に対しては退避の可能性の検討や準備を促すものです。

● 「退避を勧告します」

現地に滞在している全ての邦人の方々に対して、当該国(地域)から、安全な国(地域)への退避(日本への帰国も含む)を勧告するものです。

ウ. 日本語FM放送

シンガポールに居住する日本人に向けた日本語FM放送(96.3)が土日を除いた午前6時50分から午前9時50分の時間帯に放送されています。当大使館からの連絡も随時放送されている他、緊急事態が発生した際には、当大使館から在留日本人への連絡用放送としても利用されます。



